



# 東京学芸大学附属大泉小学校 令和8年度 学校経営方針

東京学芸大学附属大泉小学校  
校長 青山 直志

本校は、1938年（昭和13年）東京府大泉師範学校附属小学校として開校し、本年度創立88周年を迎えます。創立以来「自主的に学ぶこと」「自立すること」「ねばり強く取り組むこと」「体験的に学ぶこと」「協働して学ぶこと」「共生をめざすこと」「世界に目を向けること」を大切にして、時代に合わせた改革を行いながら、教職員と児童・保護者・地域そして東京学芸大学とが力を合わせて素晴らしい教育環境を築き上げてきました。今後もその基盤を大切にして、子供たちが将来において、自己伸長し、信頼され、世界平和とその持続発展に貢献できるよう教育活動に取り組んで参ります。更に本校には、東京学芸大学の附属学校として「教育界発展への貢献」という重要な役割もあります。東京学芸大学附属大泉小学校の教職員であることを誇りとし、子供たちのために、そして我が国の教育界発展のために全力を尽くし、存在感のある学校を共に創り上げていきましょう。

## 【教育理念・経営理念】

「自ら学び、共に生きる」

～IB教育を通じた探究心の育成と教員・児童のウェルビーイングの同時実現～

## 【重点目標】 学校経営の三本柱

### 1 働き方改革の推進：持続可能な教育環境の構築

教員が心身ともに健康で、児童と向き合う時間を最大化するための構造改革を行います。

- **新しい生活時程表の実施：** 会議時間及び教員の休憩時間（60分間）を確実に確保し、勤務時間の適正化を図ります。
- **タイムパフォーマンスの意識：** 特定の教員に負荷が集中しないよう、学年部、部会Ⅰ・Ⅱでの協働体制を強化し、退勤時間の早期化を組織として徹底します。各学年主任、各部長は議題を整理し、計画的に会議を進行し、時間内に終わるようにします。

- **AIによる業務効率化**：全教員が生成AIを活用し、校務分掌、教材研究の補助、事務作業の自動化を推進します。
- **学校行事のスリム化**：教育的価値を再定義し、準備負担の大きい行事の内容精査やデジタル化を進め、教員・児童双方の負担を軽減します。

## 2 いじめ防止対策の充実：多層的支援とIB精神の融合

「未然防止・早期発見・迅速対応」を組織として徹底します。

- **多層的モニタリング**：生活指導主事を中心に、SCスクールカウンセラーや外部専門家と全教員が連携し、児童の小さな変化を見逃さない重層的な見守り体制を構築します。
- **生活指導とIB教育の融合**：IBの「学習者像（Learner Profile）」にある「思いやり（Caring）」や「振り返り（Reflective）」の概念を日常の生活指導に導入し、児童が自らの行動を省察できる力を養います。
- **人権教育の推進**：多様性を認め合うマインドセットを醸成する人権集会や道徳授業等を継続的に実施します。

## 3 PYP探究プログラムの充実と新しい教育課程の開発

IB校としての質をさらに高め、附属学校としての研究・発信機能を強化します。

- **「UOI（探究のユニット）」の深化**：教科等横断的な探究の時間を軸に、概念的理解を深める授業実践を推進します。
- **一条校としての教育課程の構築**：PYP探究プログラムと学習指導要領を高い次元で両立させ、大学や他のIB校と連携し、公立学校のモデルとなる次世代型カリキュラムを開発します。
- **IB校に相応しい環境整備**：IBOの評価訪問に向けて、校内の掲示等を計画的に行います。また、デジタルサイネージを活用し、探究の学習プロセス等の可視化を推進します。

### 【重点目標を支える基盤】

#### ■ 特別支援教育の充実

- **新設「相談室 兼 特別支援教室」の活用**：児童及び保護者が相談しやすい環境を整備します。また、本人・保護者との面談を踏まえ、過重な負担とならない範囲で合理的配慮を行っていきます。
- **支援体制の組織化**：特別支援教育コーディネーターとSC、学級担任、専門機関との連携を密にし、全教員で児童を支える体制を構築します。また、学校生活支援員を意図的・計画的に配置します。

#### ■ 学校安全と登下校マナーの向上

- **校内安全の徹底**：「廊下を歩く」等の基本的な生活習慣を、本校の「生活のきまり」と関連づけて指導し、安全な校内環境を作ります。
- **地域社会の一員として**：公共交通機関の利用マナー向上を徹底して図り、地域から信頼される大泉小学校の児童としての自覚を促します。

#### ■ 情報モラルと情報セキュリティの強化

- **児童の情報リテラシー向上**：ICT端末機器の適切な利用、SNSでのトラブル防止に向けたリテラシー教育を本校の「菊の子SNSルール」「菊の子iPadルール」と関連づけ、継続的に実施します。
- **教員による個人情報の厳重管理**：AI活用と並行し、校務データの適正な取扱とアナログ・デジタル両面でのセキュリティ対策を徹底します。特に、児童の個人情報の取扱及び保管については全教員で共通理解を図り、教務室の机上のフラット化と机まわりの整理を徹底します。

## 学校経営方針 KPI

### 【重点目標】学校経営の三本柱

#### 1. 働き方改革の推進

評価項目	指標 (KPI)	目標値
超過勤務の削減	1 か月の超過勤務の時間数の平均	10 時間以下
休憩時間の確保	60 分の休憩時間を毎日確保できている教員の割合	90%以上
AI 活用の浸透	校務で生成 AI を活用する教員の割合	100%

#### 2. いじめ防止対策の充実

評価項目	指標 (KPI)	目標値
多層的モニタリング	毎週火曜日の「いじめ対策委員会」、「生活指導夕会」の実施率	90%以上
早期発見	認知したいじめ事案の報告と「いじめ報告一覧表」への記入	即日
迅速対応	認知したいじめ事案に対するケース会議の開催等の初期対応	1 週間以内

#### 3. PYP 探究プログラムの充実

評価項目	指標 (KPI)	目標値
Unit of Inquiry (UOI)	探究ユニットの計画・実施・振り返りの完遂率	全学年 100%
教育課程の開発・実施	各教科の単元配列表に基づいた授業の実施率	全学年 100%
教員研修の充実	IB 関連の校外研修への参加校数	2 校以上

### 【重点目標を支える基盤】

評価項目	指標 (KPI)	目標値
学校安全（廊下等）	校舎内における「衝突・転倒」による保健室利用件数	前年度比 50%減
登下校マナー	地域・交通機関からのマナーに関する苦情件数	二学期以降 0 件
個人情報管理	個人情報の紛失・誤送信等のインシデント発生件数	0 件

(様式4)

### 令和8年度 総合的業績評価調査票

小学校教諭用

学校名 東京学芸大学附属 大泉 小学校

ふりがな 氏名	職名	担当	全科 専科 ( )	担当学年・組 第 学年 組	校務分掌 (主任等)
	★1 働き方改革の推進：持続可能な教育環境の構築 ★2 いじめ防止対策の充実：多層的支援とIB精神の融合 ★3 PYP 探究プログラムの充実と新しい教育課程の開発				
評価 領域	当 初 申 告		最 終 申 告		
	今年度の目標 (課題)	方 策 (具体的に)	成果・反省	評価	次年度への課題
教育活動	学習指導	各領域の目標は学校経営方針や 学年経営方針等を参考にして、 3項目程度を記述する	左の目標と連動して、具体的な数値目標 (達成度や時期) を掲げる。 それは、右の5段階の自己評価がエビデンスをもって、客観的にな されるものでなければならぬため。		
	生活指導				
学校運営	校務分掌等				

※評価欄 (達成度) は、A：目標が十分達成されており、極めて優れた成果を上げている。(100～90%) B：目標が十分達成されている (89～80%)  
 C：目標が概ね達成されている (79～70%) D：目標が最低限達成されている (69～60%) E：目標が達成されていない (59%以下)  
 の5段階で自己評価する。

**勤務時間の適正な管理**

スマカンの出退勤打刻  
欠勤・遅刻等の確実な連絡  
休憩時間(60min)の適正な設定  
※宿泊を伴う校外学習も同様

・超過勤務の削減 ※別紙参照

**休暇の取得促進**

年次有給休暇の一日もしくは半日単位  
で5日以上(1/1~12/31)の取得促進  
(学期中)

**補教の在り方**

原則、前日までに補教カードを教務部に提出  
教務部の調整後、管理職が補教者を指名  
欠勤が長期に渡る場合は組織的対応を検討

**新しい生活時程と変形労働時間制**

会議・研究会等の時間確保と成継処理日(3日/学期)の設定  
教育実習期間中、入学調査準備期間中は6時間授業に設定  
年間総労働時間1,876.75hの隔別変形制調整りと勤務を要しない日の確保  
※管理職を除く  
宿泊を伴う校外学習の労働時間は9.75h+3hの超過勤務

**会議・研究会等の設定**

部会Ⅰ・Ⅱ(105min)・企画会(60min)・教員会(60min)は原則月1回設定  
企画会は、管理職・主幹教諭・学年主任・国際学級主任・生活指導主事  
で構成し、勤務時間外に超過勤務で実施  
※必要に応じて、他の主任等を招集  
金曜日の探究ミーティング(+学年会)の確実な設定  
教科部会を年間3回設定  
夕会は月・木曜日、生活指導夕会は火曜日に設定

**廃止・変更する教育活動等**

運動会の朝練習: 休み時間等に実施  
菊の子展覧会: 年間のアートギャラリー(仮称)に変更  
秋の全校遠足: 校内で実施可能な活動に変更  
新任研: ヒヤリングと併せた授業観察を全教員に実施  
経営懇談会: 書類のみの提出、必要に応じて実施

**職層と主任等手当**

校長・副校長・主幹教諭・教諭の職層(給料体系)  
主任・副主任等へ中堅・若手教員の積極的任用  
教務主任・学年主任・研究主任・実習主任手当 4,200円/月  
生活指導主事(新設) 手当 4,200円/月  
衛生管理者手当 2,000円/月  
※主任等を兼任しても二重には支給されない  
宿泊を伴う校外学習の特殊勤務手当 3,400円/日  
※管理職を除く ※国内宿泊料 12,000円/日は全員  
教育実習(準備・整理を含む)の特殊勤務手当 1,000円/日  
※校長を除く

**特別支援教育の推進**

相談室兼特別支援教室(HI PC室)の設置  
SCと学校生活支援員の拠点  
学校生活支援員の計画的な配置等の組織的対応  
⇒生活指導部  
附属特別支援学校の特別支援教育Cの巡回指導

**授業時数確保の工夫**

生活団活動の一部を学級活動に読替え  
生活団活動の昼休みの活用  
4年富浦移動教室の大部分を教科に読替え

**業務の効率化、教育活動のスリム化**

【部会Ⅰ】  
AI、デジタルサライネージの全教員の活用、  
校務システム BLEND の導入検討、業務の効率化⇒情報DX部  
生活団・クラブ・委員会活動の検討⇒特別活動部  
【部会Ⅱ】  
教務室・応援室・校長室の一体的整備、  
指導要録の整理、通知票の検討⇒教務部  
体育的行事の検討⇒体育行事部  
入学調査専用室(総合福祉室・保管室)の設置⇒入学調査部

**電話対応**

電話対応は原則、教育活動が行われる日  
朝7時50分から夕方17時00分まで(GW明け)  
※留守番電話のセットと解除は管理職と主幹教諭が担当

**PTA 総会、全校保護者会**

オンライン参加の在宅勤務を推奨  
※管理職、主幹教諭、放送機器等担当を除く

東京学芸大学附属大泉小学校  
R8働き方改革

## 超過勤務の基本的な考え方 R8 東京学芸大学附属大泉小学校

超過勤務手当の支給を認められた時間外勤務とは、

☑命令：管理職が超過勤務の事由と時間を明確にした上で命令したもの（30分単位）

☑申請：教員が超過勤務の事由と時間を明確にした上で事前に申請するもの（30分単位）、かつ業務内容を管理職が確認（現認）し、☑可とするもの  
 労使協定により、1日3時間以内、1か月30時間以内、1年間180時間以内、休日勤務は1か月2日以内 ※従来の教職員調整手当4%は4時間/月の超過勤務手当として内包（労使協定に定められている特別な事情（大規模な災害やシステムダウン等）に該当する場合、1日5時間以内、1か月40時間以内（1年に6回以内）、1年420時間以内）

事由	業務区分	大学が定めた具体的業務	本校の具体例
①	入学試験	問題作成や入試トラブル、ミス等への対応	入学調査の業務において、予期せぬトラブル等が発生したとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※調査問題の間違いや採点のミス等
②	学校行事	修学旅行等宿泊行事の引率等	移動教室・臨海学校において、勤務時間を超える分を <b>管理職が予め命ずる</b> ※宿泊を伴う校外学習では一日の勤務時間を9.75hとし、超過勤務は3h
③	授業準備	他の業務が臨時的に発生し、時間外に行わざるを得ない場合	臨時的に発生した業務及び超過勤務の時間を明確にして、事前に <b>管理職に申請する</b> ※補教及び業務区分(⑤・⑦・⑧)と連動
④	成績処理	試験問題の作成、採点、評価等の成績処理に関わる業務、調査書作成、指導要録作成	勤務時間内に処理できない理由及び超過勤務の時間を明確にして、事前に <b>管理職に申請する</b> □中学進学に関する書類の作成、連絡進学に関する会議、試験会場への引率等
⑤	外部対応	学校への苦情等の対応	苦情対応があったとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※保護者、住民等からの苦情に対する長時間の対応、現場確認等
⑥	教育実習	教育実習日誌関連業務、教育実習評価業務	勤務時間内に処理できない理由及び超過勤務の時間を明確にして、事前に <b>管理職に申請する</b> ※特別な配慮を要する教育実習生への対応、教育実習に関わるトラブル対応等
⑦	事故対応	児童の指導及び保護者対応に関し、緊急の措置が必要な場合	児童及び保護者への緊急対応が必要だったとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※生活指導上の指導及び保護者面談等
⑧	事故対応	突発的事故等に伴う児童及び保護者対応	児童の怪我に関わる緊急措置が必要だったとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※医療機関への救急搬送対応、付き添い等
⑨	教員選考	面接、模擬授業、選考会議	教員採用面接等を行うとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※勤務時間外又は休日の模擬授業や選考会議等
⑩	学校運営	急遽開催することとなった職員会議や校内の会議、社会連携学校運営協議会	緊急の会議を開催するとき、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※勤務時間外の企画会、菊泉理事会等は <b>管理職が相応分を命ずる</b>
⑪	その他	附属学校運営部と協議し、特に超過勤務を命ずる必要があると判断された業務	IB校PYP認定校として勤務時間内では困難な業務があるとき、附属学校運営部と協議の上、 <b>管理職が相応分を命ずる</b> ※教育機関の視察や他のIB校との連携、オンライン会議等

## 時間外勤務の縮減に向けた努力

時間外勤務を前提とした業務体制や職場風土は見直しが必要

「業務上の必要がある場合、臨時・緊急の場合にのみ行うもの」という時間外勤務の原則を改めて認識  
 超過勤務を縮減するための校務のDX化、職務のスリム化、職場の協力体制の整備等への積極的な取組